

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、審議を行います。</p> <p>なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、委員1名には、ここでご退席願います。</p> <p><b>【1名の委員退室】</b></p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。</p> <p>地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、11月20日に小谷野伸一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字芦荻場字久保地内でございます。</p> <p>農地の現状は、適切に保全管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために2筆は全部取得し、もう1筆については農作業用通路用地として持分2分の1を取得し、一方の持分2分の1を所有する地権者と共同利用したく申請されたとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については、全て耕作されており、主にぶどうを中心に路地野菜等を作付けしているとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではブロッコリーを作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩で約5分ほどとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について  
補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字芦荊場内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大を  
したく申請するものです。

譲受人は、ブロッコリー、里芋、ほうれん草、ぶどうを作付けしてありま  
す。

所有地18,654㎡については、適性に管理されております。

通作に関してですが、自宅から徒歩約5分のところにありますので、容易  
にできると考えられます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、耕運機2台、スピード  
スプレーヤー1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有してありま  
す。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項  
4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50  
aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地  
への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた小谷野伸一委員、何かございますか。

8番

状況については河野和昭推進委員の説明のとおりです。  
以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調  
査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定に  
よる許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございま  
すか。

3番

農作業用通路用地分については、譲渡人でない一方の地権者との共同利用  
になるのですか。

事務局	<p>今回の譲渡人でないもう一方の地権者と農作業用通路用地として共同利用することになります。</p>
推9番	<p>譲受人がブロッコリーを作付けする営農計画を提出している農地周辺の所有者はどなたになりますか。</p>
事務局	<p>譲受人と同一世帯の父親の所有地となっており、譲受人が一体で営農管理しております。</p>
議長	<p>その他、何かございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。委員1名には入室していただきます。</p> <p>【1名の委員入室】</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について審議を行います。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の落合久明推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推3番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、11月20日に肥沼健一委員と現地調査しましたので、その状</p>

況を報告します。

申請地は大字長沢字下通地内にございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、北側は宅地、南側は石垣を挟んで農地、東側は譲受人管理の墓地への通路及び西側は住宅への通路敷地となっており、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、落合久明推進委員の説明のとおりです。

申請人は、飯能市大字長沢にて生活をしております。

申請地は、譲受人所有の墓地への通路敷地として他に利用できる土地が無いことから申請地を利用したく、申請をされたものです。

申請年月日は、令和2年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しては贈与のため土地購入費はございません。また造成費についても、自己により行うため、資金の計上は無いことを確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、墓地への通路の一部として山林の通行許諾を得ていることを関係書類等から確認をしており、一体利用の見込みはあると考えております。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことは

ないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました肥沼健一委員は欠席ですが、落合久明推進委員で何か意見を預かっていますか。

推3番

肥沼健一委員からは、周辺環境から判断して墓地の通路敷地としての利用は止むを得ないとの意見をいただいております。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の落合久明推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推3番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、11月20日に肥沼健一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字井上字平地内でございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、北側及び西側は譲受人が一体で事業を計画している山林、南側は西武秩父線の線路が東西に設置され、東側は市道を挟んで農地となっており、事業計画からみて、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、落合久明推進委員の説明のとおりです。

申請人は、飯能市大字虎秀地内で飲食業、林業を営む法人です。

申請人は、林業の業績好調に伴い木材の資材置場を新設するべく検討していました。今回譲渡人から申請地を譲り受けることができることとなったことから事業地近隣に位置する申請地と、隣接した2筆を一体利用することで資材置場として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して造成費については自社施工のため費用は発生せず、土地購入費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございませんので問題ないと考えております。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、申請地北側の2筆と併せて一体の事業として利用することを関係書類等から確認をしており、一体利用の見込みはあると考えております。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました肥沼健一委員は欠席ですが、落合久明推進委員で何か意見を預かっていますか。

推3番	肥沼健一委員からは、申請地は狭小地であり、北側の山林と一体で事業地として利用する事は止むを得ないとの意見をいただいております。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
3番	近接する施設と譲受人の関係性はありますか。
事務局	関係性はございません。
3番	譲受人は飲食業も営んでいるようですが、施設はどちらにありますか。
推3番	飯能市大字虎秀地内で営業しております。
推9番	土地購入費は、申請地のみの計上でしょうか。
事務局	申請地と一体で利用するほか2筆と合わせて全体で計上されていることを関係書類等で確認しております。
8番	申請地と一体で利用するほか2筆の合計面積は妥当ですか。
事務局	利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。
議長	その他、何かございますか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

第1番の方は、新規の利用権の設定になります。

経営作物としては、いも、大豆、麦等の他、100種類以上におよぶ固定種野菜です。

販売方法として、個人宅及び飲食店へ卸しており、イベント販売なども行っています。

続いて第2番の方についてです。新規の利用権の設定になります。

経営作物は、主に大豆、小麦、菜種、じゃがいも、サツマイモ等を作付けしております。

販売方法として、飲食店へ卸しています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されません。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

第1番の方は、住居移転されております。今後の農地利用集積計画の拠点が移行する事が考えられますので、ご注意ください。

事務局

留意して農地利用集積計画を策定します。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。



続きまして、議案第4号非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第4号非農地判定について、ご説明いたします。

【資料に基づき説明】

説明は以上です。なお、詳細については、担当から補足説明いたします。

事務局

それでは、議案第4号非農地判定について、補足説明いたします。

今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、名栗地区、吾野地区及び南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は3筆、565㎡です。本日、この意向確認書が提出された農地3筆、565㎡が、非農地判定の対象となる農地となります。

今回、意向確認書が提出された農地3筆、565㎡については、山林又は原野の様相を呈しており、開墾等が必要で継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられないことから、非農地判定の基準を満たしています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。おひとりずつ、ご報告いただきたいと思っております。

まず名栗地区担当委員の吉田彰宏推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推9番

議案第4号非農地判定について、11月12日に江原良弘委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

現地は山林の様相を呈しており、傾斜もきつく営農継続は困難と考えられ、周辺の影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。

議長

続いて吾野地区担当委員の松本健一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推7番

議案第4号非農地判定について、11月18日に梶川政夫委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

現地は雑木が全体を占めており、傾斜もきつく営農継続は困難と考えられ、周辺の影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。

議長	<p>続いて南高麗地区担当委員の内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推1番	<p>議案第4号非農地判定について、11月11日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>現地は雑木が全体を占めており、河川に接していて営農継続は困難と考えられます。また、周辺の影響もない立地のため、非農地判定は止むを得ないと考えられます。説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただきました江原良弘委員、梶川政夫委員それぞれ何かございますか。</p>
4番	<p>吉田彰宏推進委員の説明のとおりです。</p>
9番	<p>松本健一推進委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、本件について非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>次に、その他に移らせて頂きます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p>

議長	質問、意見等あればお願いします。
	【なしの声あり】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和2年11月飯能市農業委員会総会を閉会します。